

市民意識・意向のリアルタイム把握・分析・結果報告の実施に関する 基礎調査業務 公募型企画競争提案説明書

1 業務名

市民意識・意向のリアルタイム把握・分析・結果報告の実施に関する基礎調査業務

2 本書の目的

本書は、札幌市が実施する「市民意識・意向のリアルタイム把握・分析・結果報告の実施に関する基礎調査業務」の委託の相手方を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務の概要

市民意見等を迅速に施策事業に反映するあたり、市民意見等は市民意識調査やインターネットアンケート調査、市民の声を聴く課に寄せられた意見などの広聴事業を通じてのほか、各事業主体部局それぞれに把握してきたが、アンケート調査においては、把握・分析・結果報告のプロセスにおいて費用や手間がかかることから、汎用性の高いアプリケーションの導入により大幅に縮減させることができるか検証をする。

4 全体的な留意事項

- (1) 企画提案書は、本業務に関する公募型企画競争において、契約候補者決定のための評価対象となる。そのため、企画内容を評価しやすいよう具体的にわかりやすく記述するとともに、実施体制、スケジュール、類似業務実績を明記すること。
- (2) 本市の仕様書に示す要求事項の記載が漏れていた場合、該当する評価項目を採点しないので、留意すること。
- (3) 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。
- (4) 本事業実施の有効性を測る指標を設定し、目標を示すこと。なお、目標の達成状況については事業実施後の報告書にて報告すること。

5 参加資格

参加者は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当すると認められる者ではなく、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 令和 4 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者ではないこと。

ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限

りではない。

- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付け財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

6 業務の内容

業務の内容については、別紙仕様書のとおり。

なお、仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。

7 権利関係

- (1) この業務の履行のために行う打ち合わせ、資料提供、調査事項等の内容は第三者に漏らさないこと。
- (2) 受託者は、納品した成果品について、受託者が有する著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する著作権を成果物の納入とともに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (3) 受託者は、納品した成果品について、著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、委託者に無償譲渡する著作権を委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。
- (5) 受託者は、納品した成果品について、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとする。
なお、成果品が第三者の著作物である場合には、当該事業の趣旨をふまえ、著作権その他諸権利に関して必要な手続きを行うこととし、手続きの不備によって生じる一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (6) 委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）に該当しない場合においても、目的物の改変を行うことができるものとする。
- (7) 本業務の成果物が仕様に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。

8 提出書類

- (1) 参加意向申出書（様式 1）
- (2) 企画提案書
作成にあたっては、「市民意識・意向のリアルタイム把握・分析・結果報告の実施に関する基礎調査業務」仕様書を熟読のうえ、下記 9 に従うこと。
- (3) 参考見積書（自由様式。ただし、積算の詳細がわかるよう、内訳を記載すること。）

9 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書には表紙をつけ、表題として「市民意識・意向のリアルタイム把握・分析・結果報告の実施に関する基礎調査業務」と記載すること。また、企画提案書はすべてA4サイズとすること。
- (2) 1部は参考見積書とともに製本し、社名及び代表者名を表紙に記載したうえ、本市の競争入札資格者名簿の登録申請に使用した判を押印すること。また、提案者の担当部門及び責任者を明示すること（これを「正本」という。）。
- (3) 正本の表面には「氏名（法人の場合はその名称又は商号）業務企画提案書」と記載すること。
- (4) 判を押さない企画提案書・参考見積書を9部作成すること（これを「副本」という。）。副本は表紙に社名を記載しないこと。副本は製本せず、一式をゼムクリップ等で留め、ホチキスは使用しないこと（ページ番号を記載するなど落丁対策を講じること。）。
- (5) 正本を除き、会社名（再委託予定先を含む。）及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」又は「◎◎社」、氏名については、「◎◎」といった表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。
- (6) 提出できる企画は、1提案者につき1案までとする。複数案の提案は認めない。
また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案（提案のすべてを実施した場合、入札金額を上回ることになる提案）も認めない。

10 申込方法・スケジュール

(1) 募集要項

募集要項は下記ウェブサイトに掲載している。

<https://www.city.sapporo.jp/somu/cross-media/questionnaire.html>

(2) 質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和4年8月25日（木）15時まで【必着】

質問票（様式2）に記載のうえ、電子メールにより受け付ける。

件名は、「市民意識・意向のリアルタイム把握・分析・結果報告の実施に関する基礎調査業務に関する質問」とすること。なお、電話での質問は受け付けない。

イ 回答

回答は、原則として、令和4年8月26日（金）17時までにホームページで公開する（質問を行った法人名等は公表しない。）。なお、受付期限までに到着しなかった質問については、回答しない。

(3) 参加意向申出書、企画提案書及び参考見積書の提出

ア 申込受付期間

令和4年8月22日（月）から31日（水）まで

イ 申込受付時間

9時から17時まで。※8月31日は16時まで。

※ 持参又は郵送での提出とする（必着）。電子メール、ファクスでの提出は不可。

(4) 連絡先・問い合わせ先・書類の提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市総務局広報部広報課 担当：市田・田中

電話 011-211-2036 FAX011-218-5161

メールアドレス：cross-media@city.sapporo.jp

(5) その他

ア 書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 誤字等を除き、応募書類等提出後の内容変更及び追加は、原則として認めない。

ウ 書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

エ 提出された書類は返却しない。

オ 書類の著作権は申込者に帰属するが、札幌市が本件の選定の公表等に必要な場合には、札幌市は書類の著作権を無償で使用できることとする。

カ 書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。

キ 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

11 審査

(1) 企画競争実施委員会

業務委託契約の優先交渉団体選定のため、札幌市広報部「市民意識・意向のリアルタイム把握・分析・結果報告の実施に関する基礎調査業務」企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

ア 本業務の審査は、本市が設置する実施委員会が、企画競争参加者が提出した企画書について書類及び下記に掲げる企画提案審査会（ヒアリング）での審査を実施し、採点を行う。予定価格の制限の範囲内で、最低基準点（委員の総合計点の5割）を超え、合計得点の最も高かった者を契約の優先交渉団体とする。

【企画提案審査会（ヒアリング）について】

- ・ 令和4年9月2日（金）に札幌市役所本庁舎での実施を予定
- ・ 出席者は総括責任者を含め最大3名までとする。
- ・ ヒアリングは1者あたり25分（説明15分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。（ヒアリング時間を変更する場合がある。）
- ・ ヒアリング時間等詳細については、参加者に別途通知する。

イ 審査結果

契約候補者の決定後、速やかに審査結果を申込団体全員に文書で通知する。

ウ その他

- ・ 参加者数によっては、事務局による一次審査（書類選考）を行う場合がある。
- ・ 参加者が1者となった場合でも、最低基準点（委員の総合計点の5割）を超えた場合に限り優先交渉団体とする。なお、実施委員会による合計得点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

12 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は、以下のとおりとし、総合的に判断する。

なお、各項目内に記載している点数は審査委員1人あたりの持ち点（100点）である。

項目	着眼点
業務の実施方針について（10点）	<input type="checkbox"/> 業務の目的・内容を十分に理解しているか。（10点）
事業の遂行能力（30点）	<input type="checkbox"/> 過去の類似・関連業務実績が、業務全体を円滑に進められると判断できるものであるか。（10点） <input type="checkbox"/> 事業全体を円滑に進められる体制が提案されているか。（10点） <input type="checkbox"/> 事業全体を円滑に進められるスケジュールが提案されているか。（10点）
アンケートフォーム作成（25点）	<input type="checkbox"/> アンケート作成にあたっての操作性に優れ、本市職員が継続して実施可能な設計となっているか（15点） <input type="checkbox"/> アンケートの回答入力における視認性・操作性を考慮した設計となっているか（10点）
集計結果分析（30点）	<input type="checkbox"/> 必要性及びデザイン性に優れたダッシュボードが十分に用意されているか。（10点） <input type="checkbox"/> 特別な加工を要せず、市民が分かりやすい分析結果等のコンテンツが自動生成されるようになっているか（10点） <input type="checkbox"/> 今後のアンケート調査に生かせるよう工夫がされているか（10点）
独自提案について（5点）	<input type="checkbox"/> 業務目的を達成するにあたり、独自性があり効果的な提案となっているか。（5点）

13 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で評価委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

14 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

15 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

16 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

17 契約条件

(1) 契約期間

契約締結日から令和5年2月28日（火）まで

(2) 事業費

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※ 上記金額は企画提案にあたっての規模を示すものであり、上記金額をもって契約することを保証するものではない。

(3) 契約

契約は、選定された優先交渉団体と本市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、選定された優先交渉団体との協議が不調に終わった場合には、実施委員会において次点とされた団体と協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することとする。